

平成 2 8 年度

第 1 2 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成29年3月28日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第12回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	5件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第7号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	11件
議案第8号	平成29年度農地等の権利移動等に係る事務の取扱いの決定について	1件

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	9件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	11件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	36件
報告第4号	農地法第5条第1項第6項の規定に係る買受適格証明願について（公売）	1件
報告第5号	地目変更について	15件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	15件

<出席委員>（15名）

1 番 橋 本 泉	2 番 長谷部 衡 平
3 番 小 林 正 明	4 番 笠 川 泰 雄
6 番 鈴 木 武 夫（農地部会長）	8 番 猪 野 幹 夫
9 番 宮 崎 一 雄	10 番 蛭 田 浩 文
11 番 浅 尾 孝	12 番 大 塚 久（職務代理者）
13 番 竹 下 洋 一	14 番 長 谷 川 功
15 番 石 橋 幹 男	16 番 高 澤 義 信
17 番 小 川 隆 良	

<欠席委員>（2名）

5 番 武津岡 広 治	7 番 中 島 賢 治
-------------	-------------

<事務局説明員>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	農業振興班長	小 川 剛
農地審査班長	福 島 悟	農地指導班	金 親 一 史

議長
(鈴木武夫部会長)

開 会 (午後 3 時 3 0 分)

ただ今から平成 2 8 年度第 1 2 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 5 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。

1 番・「橋本 泉」委員

2 番・「長谷部 衡平」委員

のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

なお、第 1 項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 1 をご参照ください。

資料は、営農計画書と位置図を添付しております。

本案件は、権利者であります中央区鶴沢町在住の方が、義務者であります若葉区五十土町在住の方が所有する同区同町の農地を、新たに農業を開始するため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、権利者は以前千葉市農政センターで果樹に関する業務をしており、兼ねてから義務者の農業を手伝っていたことから、この度新規に就農することになったとのことです。

申請地の取得後の作目は、ブルーベリー、スモモを予定しております。

次に、第 2 項です。第 2 項につきましても、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 2 をご参照ください。

資料は、営農計画書と位置図を添付しております。

本案件は、権利者であります旭市井戸野に在住の方が、緑区誉田町 1 丁目に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

面接した権利者によりますと、このたび知人の紹介により本市の農地を取得することになったとのことでした。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に、第 3 項です。お手元の資料の 1 - 3 をご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区南生実町在住の方が、義務者であります緑区落井町在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第 4 項です。

お手元の資料の 1 - 4 をご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区御殿町在住の方が、義務者であります同区高根町在住の方が所有する同区御殿町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、人参を予定しております。

次に第 5 項です。

お手元の資料の 1 - 5 をご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区星久喜町在住の方が、義務者であります同区南生実町在住の方が所有する同区生実町の農地を経営規模を拡大するため売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目はいちじくを予定しております。

第 2 分科会としましては、農地法第 3 条第 2 項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見

	決定いたしました。 説明は以上でございます。
議 長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
小林 正明委員	案件によって農地の売買価格の差があるのはどのような要因があるのですか。
事 務 局	当事者の関係が親族か他人かで価格の設定が変わることもあります。
第2分科会委員長 (猪野幹夫委員長)	私が担当している更科地区では、農地の買い手が非常に少ないため価格が低い傾向があります。
議 長 (鈴木武夫部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ——— 賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。
議 長 (鈴木武夫部会長)	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (猪野幹夫委員長)	ご説明いたします。 はじめに第1項です。

議長
(鈴木武夫部会長)

お手元の資料２－１を併せてご参照ください。
本案件は、貸駐車場及び貸資材置場用地とするものです。
申請地は、東関東自動車道千葉北インターチェンジから北東へ約１２００mに位置する農地です。
農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第２種農地と判断しました。
現況は休耕地で、周辺は資材置場と農地が混在しております。
被害防除は、排水関係につきましては雨水は自然浸透で処理します。また、周囲にブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。
次に第２項です。
お手元の資料２－２を併せてご参照ください。
本案件は、専用住宅用地とするものです。
申請地は、県立若松高等学校から南東へ約４００mに位置する農地です。
農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから、第３種農地と判断しました。
被害防除は、排水関係につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて敷地内に浸透させます。また、周囲に土堰堤を設置し土砂の流出を防止します。
他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

第２分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

ただいまの、第２分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第２分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第２号は、許可と決定いたします。

次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第２分科会委員長、ご説明願います。

第２分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

初めに第１項です。

お手元の資料の３－１を併せてご参照ください。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、千葉県立千葉特別支援学校から北東へ約３００ｍに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第２種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は資材置場と農地が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲に素堀側溝、木柵を設置し土砂の流出を防止します。

次に、第２項ですが、先日の第二分科会での審議及び現地調査の結果本申請を取り下げることとなったため審議は行いません。

次に、第３項です。本項は第４項と関連案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の３－３、４を併せてご参照ください。

本案件は、長屋住宅用地及び公衆用道路用地とするため、使用賃借権を設定するものです。

申請地は、ＪＲ外房線菅田駅から東へ約８００ｍに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第２種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は貯留浸透施設により流出抑制後、道路側溝に接続します。

また、周囲にブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。お手元の資料の3－5を併せてご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請地は、外房有料道路高田インターチェンジから南西へ約150mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては汚水は合併浄化槽より道路側溝に接続し、雨水は浸透枳にて流出抑制後、道路側溝に接続します。

また、周囲に生垣を設置します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第6項です。お手元の資料の3－6を併せてご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、外房有料道路高田インターチェンジから南東へ約100mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ここで、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

第2項について、補足説明させていただきます。

分科会で現地調査を行いました結果、申請地は義務者の先代の代より、経緯は不明ですが埋め立てが行われており農地としての利用はそれ以降なされておられません。

申請地にそもそも農地性が無いということであれば、農地法上の許可の対象とならないため、分科会後申請者と協議し、取り下げる旨の回答があったものです。

今後は、法務局に地目変更登記の申請を行いたいとの意向が申請者より示されています。

補足説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。

第1項です。花島 豊勇委員から、申請農地は、すべて自ら耕作の用に供していることを確認した旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、適格者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。第1項から第5項です。

本案件は、千葉東税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項は、西郡 高夫委員、第2項は、猪野 幹夫委員、第3項から第4項は、浅川 政明委員、第5項は、長谷部 衡平委員がそれぞれ現地調査を行いました。

その結果、すべて農業相続人自ら耕作の用に供している

議長
(鈴木武夫部会長)

ことを確認いたしました。

担当委員から現地調査結果報告書が農地部会長あてに提出されております。

第2分科会といたしましては、この内容で千葉東税務署へ報告することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、この内容で千葉東税務署へ報告することについて、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第1項です。農地基本台帳及び2月16日の現地調査により、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であることを、田中 和夫委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

議長
(鈴木武夫部会長)

以上でございます。

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項及び第2項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する同区幕張町の田2,211㎡及び畑3,394㎡、合計面積5,605㎡を賃借にて借り上げ、同区武石町の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第3項から第5項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

中央区南生実町在住の農家の方が、同町在住の方、他2名の方の所有する田3筆、合計面積2,576㎡に使用貸

借権を設定するもので、第3項及び第4項が新規設定、第5項が再設定で設定期間はいずれも3年です。

第6項は、緑区おゆみ野在住の農家の方が若葉区野呂町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積4,737㎡に賃借権を設定し、農業経営を開始するもので、設定期間は6年です。

第7項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積14,000㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

第8項は、若葉区上泉町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の田2筆、合計面積2,425㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は10年です。

第9項は、稲毛区長沼町在住の農家の方が、若葉区中田町在住の方の所有する、同町の畑5筆、合計面積4,244㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

第10項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の田6筆、合計面積11,780㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第11項は、緑区誉田町在住の農家の方が、若葉区佐和町在住の方の所有する、緑区平山町の畑1筆、面積

1,335㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第1項から第11項までの合計面積 46,702㎡です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ここで、事務局より補足説明をお願いします。

事 務 局

第6項について、新たに農業経営を開始する新規就農者でございますので、補足説明いたします。

就農計画については、資料の7－6をご覧ください。

第6項の権利者の方ですが、市農政部の実施する「新規就農の推進事業」に応募し、平成28年度の新規就農研修生として、これまで農政センター及び若葉区大広町の農家での研修を受け、農業に関する知識、農作物の栽培技術の習得に努めて参りました。

自己資金800万円を基に、約47アールの畑を利用し、ニンジンを中心にナスの生産に取り組み、しよいか〜ご等の直売所及び千葉みらい農業協同組合を通した市場出荷をすることとしております。

また、1年目の年間収支は売上約284万円、生産経費約209万円、年間所得として約75万円を見込んでおります。

今後、権利者については、農政部が各種支援を行っていきます。

補足説明は以上です。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。

ただ今の第2分科会委員長及び事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

小林 正明委員

第6項について、新規就農とのことですが、面接等は行ったのですか。

事 務 局

農政課と合同で新規就農準備会を行っており、これが面接も兼ねています。

議 長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等ないので、採決いたします。
第1項から第11項について、第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第8号「平成29年度農地等の権利移動等に係る事務の取扱いの決定について」を上程いたします。

本案件につきましては、農地部会として審議する案件でございますので、3月21日に実施した第2分科会では審議を行っておりませんので、事務局より説明願います。

事務局

議案第8号 平成29年度農地等の権利移動等に係る事務の取扱いの決定についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

来年度の農地等の権利移動等に係る事務については、7月までは農地部会にて審議を行いまして、8月以降は総会にて審議を行います。その事務処理の取り扱いについての方針を示したものでございます。

順次、読み上げます。

1 耕作目的の農地等の権利移動の制限

(1) 農地法第3条の許可権限の移譲(平成24年4月)に伴う事務処理について、的確な対応を図る。

この許可権限については、農地法第3条が一部改正され、平成24年4月1日から都道府県知事の同条の許可権限が全て農業委員会へ移譲されました。

主な内容は、改正前は、市外在住者が本市内の農地の権利を取得する場合は、県知事の許可権限とされておりましたが、農業委員会の許可権限となりました。

(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業に関する情報提供に努め、農用地利用集積を促進する。

2 農地等の転用の統制

(1) 農地法第4条及び第5条の許可権限の移譲(平成15年4月)に伴う事務処理について、的確な対応を図る。

(2) 優良農地を確保し、農業生産力を維持し農業経営の安定を図るため、農業以外の目的に供する土地利用関係について、適正な指導を行う。

3 地目変更登記に係る登記官(裁判所、税務署)からの

照会

登記簿上の地目が農地である土地について、地目変更登記に係る登記官（裁判所、税務署）からの照会に対し、適正に対応する。

4 国有農地等の適正な管理

農林水産省所管財産（国有農地等）について、国有財産管理人とともに見廻りを行い、適正な管理に努める。

5 農地改革による農地等の買収及び売渡に係る処分等の是正

農地改革による農地等の買収及び売渡についての調査依頼については、その経緯、実情を正確に調査し、必要に応じて資料提供を行う。

6 農業委員会による和解の仲介

農地等の利用関係の紛争については、実情を詳細に調査し、事件の公正、迅速な解決に努める。

7 生産緑地買取申出に係る「主たる従事者の証明書」の発行

生産緑地法第10条、同法施行規則第5条の目的に照らし、速やかに実情を調査し、適正な事務処理を行う。

8 違反転用への対応

違反転用に係る農地については、速やかに実情を調査し、中止勧告及び是正措置等の適正な指導を行う。

9 農地等の埋立に係る適正な指導体制

農地等の埋立に係る区画・形質の変更については、従前の農地より高い利用価値及び農業経営の改善に資することを目的とし、関係法令に基づき、適正な指導を行う。

10 贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行

贈与税及び相続税の納税猶予適格者証明書の発行にあたり、特例を受ける農地について現地の確認を行い、適正な事務処理を行う。

また、旧法に従い、相続の発生から20年を経過することにより、免除となる案件について、税務署からの利用状況確認依頼に基づき内容を精査し、制度の適正な運用を図る。

11 遊休農地に関する措置

管内の農地が適正に利用されているか調査し、遊休農地を把握するとともに、所有者等に対する遊休農地の解消指

議長
(鈴木武夫部会長)

導を行う。
以上でございます。

ありがとうございました。
ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等
ございますか。

小川 隆良委員

農地改革について、相談を受けている事例はあります
か。

事務局

今のところありません。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
「平成29年度農地等の権利移動等に係る事務の取扱い」を原案どおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、計画案のとおり決定といた
します。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件につ
いて、第1号から第6号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の20ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出
について」は、議案書の22ページまでに9件ございま
した。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決
により、受理通知書を交付いたしました。

議案書の２３ページをご覧ください。

報告第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」は、議案書の２４ページまでに１１件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の２５ページをご覧ください。

報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」は、議案書の３１ページまでに３６件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の３２ページをご覧ください。

報告第４号「農地法第５条第１項第６号の規定に係る買受適格証明願について（公売）」は、１件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、買受適格証明書を交付いたしました。

続きまして、議案書の３３ページをご覧ください。

報告第５号「地目変更について」は、１５件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の３４ページをご覧ください。

報告第６号

「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、議案書の３５ページまでに１５件ございました。

内容につきましては、２月の農地部会で審議されたもので、３月１日に諮問し、同日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第１号から第６号について、質問、意見

議長
(鈴木武夫部会長)

等ございましたらお願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成28年度第12回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午後 4時10分）